

佐世保工業高等専門学校PD推進室規程

(令和8年3月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校人材開発センター規程第4条第3項の規定に基づき、PD推進室の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 PD推進室は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の高等教育機関としての教育機能の質的向上に向けた支援施策の企画・立案・実施及び教職員のPD活動推進のために必要な業務を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- 一 プロフェッショナル・ディベロップメント（以下「PD」という。）とは、教職員としての資質、職務遂行力、組織運営力等の能力向上を図るためのFD、SD、EPDを総称したものをいう。
- 二 ファカルディ・ディベロップメント（以下「FD」という。）とは、本校の教育の改善を図るための組織的な取組のことをいう。
- 三 スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）とは、本校教職員の資質・能力向上を図るための組織的な取組のことをいう。
- 四 エデュケーショナル・プロフェッショナル・ディベロップメント（以下「EPD」という。）とは、本校教員の専門性及び能力の向上を図るための取組のことをいう。

(業務)

第4条 PD推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 PDの啓発及び推進に関すること。
- 二 PD推進のための講演会、研究会及び研修会等の企画及び実施に関すること。
- 三 授業の内容及び教育技法の改善に関すること。
- 四 PDに関する情報の収集及び提供に関すること。
- 五 その他PD推進室に関すること。

(組織)

第5条 PD推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 PD推進室長（以下「室長」という。）
- 二 PD推進室員（以下「室員」という。）
- 2 室長は、本校教授及び准教授の中から校長が選任する。
- 3 室長は、PD推進室に関する業務を統括する。
- 4 室員は、本校専任教員の中から校長が選任する。

(任期)

第6条 前条第1項第1号及び第2号に規定する者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第7条 PD推進室に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、PD推進室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。